

議会運営委員会会議録

- 1 日 時 平成28年9月27日(火)
会議時間 13時48分開会 14時52分閉会
- 2 会議場所 役場3階第1委員会室
- 3 出席議員 委員長 : 中島里司
副委員長 : 安田 薫
委 員 : 高橋政悦、奥秋康子、西山輝和
議 長 : 加来良明
- 4 事務局 事務局長 : 佐藤秀美、係長 : 宇都宮学
- 5 説明員
- 6 議 件
(1) 意見書(案)の協議について
・平成28年8月の連続4台風による災害対策に関する意見書(案)

(2) 議会報告会と町民との意見交換会について

(3) その他
- 7 会議内容 別紙のとおり

委員長：(中島里司) 定例会初日が終了し大変お疲れのところであるが、緊急を要する案件があるので早速議会運営委員会を開催する運びとなった。ただいまから、議会運営委員会を開会する。

(1) 意見書(案)の協議について

- ・平成28年8月の連続4台風による災害対策に関する意見書(案)

委員長：平成28年8月の連続4台風による災害対策に関する意見書について協議を行う。資料として「十勝議長会からの意見書(案)」、「十勝圏活性化推進期成会緊急要望書」、「北海道・北海道市長会・北海道町村会による要望書」を配付している。これらを参考にしながら、本町議会としての対応についてお諮りしたい。十勝議長会において、十勝圏活性化推進期成会で緊急要望を行ったこともあって意見書案が作成され、各町村に送付されてきた。意見書の内容としては両常任委員会に關係するため、議会運営委員会で提出するかどうかを協議することとなった。この意見書案は十勝議長会からの提出要請ではないため本町議会として提出するかどうかの判断を含めて、意見書の内容も独自で作成しても構わないことになっている。また、意見書を提出するのであれば、先ほど申し上げたように両常任委員会に關係するため、議会運営委員会委員が提出者になって提案する流れとなる。直接委員会には關係ないが、皆さんの意見を聞きながら意見書の内容について決めていきたい。資料について目を通すために、休憩する。

【休憩 13 : 52】

【再開 13 : 56】

委員長：再開する。台風による災害対策について本町として意見書を出すべきかどうか皆さんに意見を伺いたい。

西山委員：出した方がよろしいと思う。

高橋委員：他の町村の動向から見ても、本町は出さないわけにはいかないと思う。

奥秋委員：ぜひとも出すべきだと思う。

安田委員：出すべきだと思う。

委員長：それぞれの委員の話をお聞きした結果、出すべきと決定させていただく。

次にたたき台として、「十勝議長会からの意見書(案)」を軸に、協議をしながら文面をまとめていきたいので、よろしく願います。その他にも「十勝圏活性化推進期成会緊急要望書」、「北海道・北海道市長会・北海道町村会による要望書」があるので参考にさせていただきたい。十勝議長会の案に沿って、1つずつ協議をしていきたい。

十勝議長会の案の前文は後で協議する。記以下に6項目ある。1番目の「4つの台風被害を災害対策法の指定する激甚災害として早期に指定すること」についてお諮りしたい。これについては、9月16日付けで、激甚災害の指定が閣議決定されているので、激甚災害の早期指定の要望については今回入れないということによいか。

(はいの声あり)

1番目については意見書には入れないこととする。

2番目の「河川の被災箇所早期復旧及び再度災害防止のための治水対策を早急に進めること」に關してはどうか。

安田委員：この文言は必要だと思う。

西山委員：大量に流出した流木の処理について、前文にも書いてあるが、記の2番目の項目に加えた方がよいと思うがいかがか。

委員長：河川に關わる流木の取り扱いについては、この案では、流木が河川から海に流出しているということで、漁業の立場で書かれている。本町では河川や畑に倒木による被害があるが、海へ流れる被害の原因を取り除くという考え方で、河川や畑に入った倒木を除去する文面も必要だと思っていた。

高橋委員：2番目の項目は河川に限定しており、道路や公共土木施設が含まれていないと読み取れる。今の段階でやってほしいことは災害査定を早急に進めること。「北海道・北海道市長会・北海道町村会による要望書」の記の1(1)の災害査定や災害復旧事業の早期着手の内容を入れたらいいのではないか。

委員長：高橋委員より災害査定や災害復旧事業の早期着手についての意見をいただいた。他に意見があれば

出してほしい。

奥秋委員：記の2番目に、河川の被災箇所を早期復旧とあるが、橋梁の被害もあったので、橋梁についてもあえて文言を入れてもいいと思うが。

委員長：橋梁はどちらかというと道路法に絡んでくる。橋梁は河川に架かっているが担当は道路関係になる。橋梁は道路で網羅されているということでご理解いただきたい。

佐藤局長：時系列に説明すると「十勝議長会からの意見書（案）」は9月8日付けで、激甚災害の指定を受ける前のもの。その後、「十勝圏活性化推進期成会緊急要望書」が出されているが何度も修正されている。9月20日付けの緊急要望書がほぼ最終形であり、激甚災害指定後の内容となっている。もう1つの「北海道・北海道市長会・北海道町村会による要望書」はかなり細かな内容となっている。この要望書は意見書として使うには細かすぎるので、9月20日付けの「十勝圏活性化推進期成会緊急要望書」の記以下の文言で意見書案を作成したらよいと事務局では考えていた。

委員長：局長から説明のあった流れでいくと、9月20日付けの「十勝圏活性化推進期成会緊急要望書」の記以下の内容をわが町に置き換えて判断したらよと思う。話が戻る形になるが、9月20日付けの「十勝圏活性化推進期成会緊急要望書」の記以下を基に改めて協議をさせていただきたい。

1番から7番までの項目があるが1（1）文面についてはどうか。

安田委員：上段の文章については清水町に合ったものにまとめてほしい。記以下の7項目のうち、4番目の観光地への支援と7番目の地方財政措置については入れた方がよいかどうか考え中であるが、その他はこのままでいいと思う。

委員長：安田委員から7項目全部についての意見があった。その他に意見はあるか。また、4番目と7番目についての話があったが、必要であるかどうかについて考え方があれば意見を伺いたい。7番については清水町だけに該当するものでないが財源的なものの裏づけになる内容なので出さなければならぬと思う。4番目の観光地への支援については、十勝圏活性化推進期成会での要請なので入っていると思うが。

佐藤局長：観光というと、清水町に関連性がないというイメージがあるかもしれないが、新聞では千年の森の入場者が相当減っている。十勝に来る観光客が少なくなるということは本町にとって大きな影響があると思う。

委員長：観光というのは1町でできるものではなく地域単位に必要なものだとして理解している。そのようなことから観光地への支援の文言は必要だと思う。

3番目の交通網確保について、（1）のJRについてはJR単独ではできないし、自治体単独で支援を行えないので国への支援のお願いを含めている。（2）の国道については国が直轄で実施するもの。3番の（1）と（2）は立場が違うものなので、2つの項目に分かれていても不自然ではないと思うがいかがか。

安田委員：十勝の物流を支える交通網の確保だけの文言にするのであれば、下の括弧の部分がいらなくなるが。

委員長：特にJRの件については、通学・通院等に大きな影響を与えていることやJR北海道に対する要望も出てくるかと思うので別の項目でいくべきと思うが。

先程意見の出た流木の関係はどこかに含まれているのか。

安田委員：本町の場合は、流木と言っても山から平野に来たもの。川から海への記述はあるが、山から流れてきた流木については今までにない被害である。文言に入れるべきだが、文言の内容は思案中。

委員長：9月21日付けの「北海道・北海道市長会・北海道町村会による要望書」の1（4）に流木などの災害廃棄物の処理について書いてある。農地への流木の処理については制度がなかったと思うが、海へ流れたものについてはあると聞いている。畑や河川にある流木も川に流れていけば海へ流れていくということで、畑や河川にある流木に対してもそちらの制度で柔軟に対応してもらいたいと思うが。

西山委員：6番目の治水対策の項目に、委員長が言われた流木の件について付け加えたらいいと思うがどうか。

委員長：これは河川整備ではなく農林水産関係なので2番目に該当すると思うので、そちらへ入れる方がいいと思う。西山委員の言われたとおり、流木について何らかの文言を加える。

西山委員：付け加えさせてもらうが、山から流れ落ちてきた流木がものすごい量である。それを早めに処理しておかないと、次に同じような雨が降った場合に被害が出ると思うので、それについて入れてほしい。

加来議長：9月21日付け「北海道・北海道市長会・北海道町村会による要望書」の3ページ目の③「森林

の倒木被害への支援」に書いているように、倒木の除去の早期処理について1項目増やしては、

委員長：「北海道・北海道市長会・北海道町村会による要望書」1（4）の流木などの災害廃棄物の処理のことを言っていると思うが、2番の中にこの文面を足すということでは、

加来議長：先程の1（4）は漁業のみである。清水町は倒木による河川流出があるので、3ページ目の③「森林の倒木被害への支援」のことを言った。

佐藤局長：1（4）は農地の復旧の内容も含まれている。

委員長：私が先程言っていたのは、海岸漂着物等地域対策推進事業について、農地にある流木を含めて特段の支援をお願いすること。

加来議長：1（4）の内容の方が良いかもしれない。

委員長：今ある制度に柔軟な対応を願うことで、先程の流木については申し上げている。他に何かあるか。

高橋委員：確認であるが、意見書の前段はどこの部分を参考にするのか。

委員長：9月20日付けの緊急要望文書に近い文面にすべきという考え方を持っている。それに不足するものがあれば検討いただきたいと思っている。被害状況について十勝圏全域の記述があるが、それに清水町に置き換えたものを加えていく必要がある。

高橋委員：前段、事務局より、新得町議会等、定例会が早くに終わったところが、十勝議長会の案をそのまま意見書として提出していると聞いた。他の町がこの文面を出したということは十勝全体として出したということでは、

佐藤局長：確認が取れているところは新得のみ。新得はそのままの文面を出している。他の町の文面は把握していないが、新聞によると台風による災害対策に関する意見書は出している。あくまでも各町村議会の取り組みと考えている。十勝としてというより、十勝の中の1つの町村議会として同じような意見書を提出したところだと思う。

高橋委員：新得町が十勝全体を見てこの文書を出したとすれば、本町が本町のことだけ書いて出すのもどうかという気もする。足並みを揃えるのであれば、今の段階の数字を変えるのは構わないが、十勝中の清水町という目を出すべきと考えるがいかか。

委員長：文書的な考え方としては一案だと思うので考えさせていただきたい。これ以上なければ、委員で出た意見を勘案して、委員長と副委員長と文案を考えさせていただきたい。定例会中の早い時期にたたき台をお示ししたいが、いかか。

（よろしいの声あり）

委員長：若干のお時間をいただき、委員長と副委員長でたたき台を作り早い時期にお示ししたい。意見書案は当委員会のメンバーが提出者・賛同者となる。意見書案の協議はこれで終わる。

（2）議会報告会と町民との意見交換会について

委員長：議会報告会と町民との意見交換会について、お手元に、「議会報告会と町民との意見交換会報告書（案）」を配付している。今日皆様のご了承をいただければ全員協議会に諮り公表したいと思うのでご協議願いたい。局長から説明がおればお願いしたい。

佐藤局長：（「議会報告会と町民との意見交換会報告書（案）」について説明）

委員長：今まで協議したことを分かりやすくまとめているが、これらについて意見はないか。

（ありませんの声あり）

委員長：この報告書の内容を持って全員協議会に諮りたいがご異議はないか。

（異議なしの声あり）

委員長：議会報告会と町民との意見交換会については終了する。

（3）その他

委員長：委員から何かあるか。

（なしの声あり）

委員長：事務局から何かあるか。

佐藤局長：前回の議運でも話したが、9月29日の本会議終了後、全員協議会を予定している。議会の決算

の説明、本日決定した「議会報告会と町民との意見交換会報告書」についてもお示ししたい。また、まだ明確ではないが、災害に関して見舞金等の関係で、10月3日頃に全員協議会の開催を予定しているという話があった。まだ確定ではないが、10月3日頃に全員協議会で説明をして、10月6日の最終日に条例と補正予算案を提案したいという話があった。

委員長：局長より全員協議会の予定の話があった。先程協議した意見書案は10月3までに意見書をまとめた。休憩する。

【休憩 14：50】

【再開 14：51】

委員長：10月3日に開催予定である全員協議会に、先程の意見書案について諮りたい。意見書案については、委員長、副委員長、事務局を交えて作成し、全員協議会開催前に何らかの形でお示しできればと思っている。そのようなことでよろしいか。

(よろしいの声あり)

委員長：その他、何かあるか。

(なしの声あり)

委員長：以上を持って、本日の議会運営委員会を終了する。